

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人千葉県看護協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)の資質向上を図り、看護師等が医療の担い手として誇りを持ち安心して働き続けられる環境づくりと地域のニーズに応える保健・医療・福祉活動を推進することにより、看護を通じて県民の健康な生活の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育・研修等による看護の質の向上に関する事業
 - (2) 看護師等の労働環境等の改善、就業促進等により、看護師等の人材確保・定着に関する事業
 - (3) 訪問看護の推進に関する事業
 - (4) 県民への健康・福祉の増進に関する事業
 - (5) 看護に関する調査研究、看護業務の開発及び看護制度への提言等に関する事業
 - (6) 介護保険法に基づく指定居宅サービス、居宅介護支援に関する事業並び健康保険法に基づく訪問看護に関する事業
 - (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は千葉県内で行うものとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 千葉県に居住し又は勤務する看護師等の免許（以下「免許」という。）を有する者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、理事会の推薦を受け、その事業を推進するため総会において定められた会費を拠出した個人又は団体
 - (3) 名誉会員保健事業、助産事業又は看護事業において特に功労のあった者又はこの法人の事業に特に功労があった者で理事会が推薦し総会で承認された個人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は会長が定めるところにより申込書を提出しなければならない。ただし、第5条に定める賛助会員及び名誉会員については、この限りでない。

- 2 第9条の規定により除名された者が再び入会しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、名誉会員はこの限りでない。

- 2 会員の資格は前項の入会金及び会費を納めたときから生じる。
- 3 既納の会費は、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、会長に申し出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) 会員としての義務に違反し又はこの法人の秩序を乱す行為をしたとき
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の1週間前までに当該会員に理由を付してその旨を通知し、かつ総会でその会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (2) 免許の取消処分を受けたとき
- (3) 総会員が同意したとき
- (4) その他会員資格に該当しなくなったとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 賛助会員及び名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
- 3 第1項に定める総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 名誉会員の承認

- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (7) 事業報告書の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 解散及び残余財産の処分
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、

出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、

総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第18条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。代理権の授与は、総会ごとに提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第19条 理事会において総会に出席できない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、第17条の出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 議長及び当該総会において正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に署名捺印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以上21名以内
- (2) 監事 3名

理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事、3名以内を常任理事、4名を職能理事（保健師及び助産師はそれぞれ1名、看護師は2名）とする。

2 前項の会長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、専務理事、常任理事をもって一般法人法に規定する業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人もしくはこれに準ずる者が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 5 他の同一団体の役員又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として政令で定める者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を、調査することができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。

(役員の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 2 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事が第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、その職務の対価として総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準にしたがって算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める理事等の報酬及び費用に関する規程による。

(役員の責任及び免除)

第28条 理事又は監事が、その任務を怠り、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負った場合、当該理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が善意でかつ重大な過失がない場合には、この法人は一般法人法第114条第1項の規定により、当該理事又は監事の責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

3 第1項及び第2項の規定により理事会の決議があった場合には、総会に報告するものとする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長、専務理事、常任理事の選任及び解職

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(定足数及び決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代理理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第7章 職能委員会

(職能委員会)

第34条 この法人に次の職能委員会を置く。

- (1) 保健師職能委員会
- (2) 助産師職能委員会
- (3) 看護師職能委員会

2 職能委員会は、それぞれの職能上に関する問題を審議し、会長に助言する。
3 各職能委員会の委員長は、保健師職能、助産師職能、看護師職能の理事をもってこれに充てる。
4 各職能委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。
5 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 委員会

(委員会)

第35条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業を推進するため必要が

あるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、それぞれ専門事項に関する調査研究、企画を行い、会長の諮問事項を審査する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 地区部会

(地区部会)

第36条 この法人に、地域において第3条の目的を達成するため、地区部会を設置する。

- 2 地区部会の設置、組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。
- 3 各地区部会は、担当分掌地区の事業計画を審議、企画し、その事業を実施する。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画書、損益計算書（収支予算書）、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 事業計画及び予算書等については総会に報告するものとする。
- 3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条2項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う財産の贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。）（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第44条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 事務局その他

(事務局)

第47条 この法人の事務処理をするため、事務局を設置する。
2 事務局には、所要の職員を置く。
3 職員は、会長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要事項は、理事会の決議を経て、別に会長が定める。

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款は、整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第22条の規定にかかわらずこの法人の最初の代表理事は松永敏子、業務執行理事は山木まさ、佐瀬けい子及び藤澤里子とする。

附則

- 1 一部変更 平成27年6月18日から施行する。
(第21条第1項 職能理事の定数変更)